

職場のパワーハラスメント防止対策が法制化



労働施策総合推進法第30条の2において、パワハラを定義し、事業主に対して、労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。

※施行日は未定(中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までは努力義務)

職場のパワーハラスメントとは、次の3つの要素をすべて満たすものとされました。

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)

【平成23年度の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」において整理された行為類型】

パワハラの行為6類型	具体的な行為(すべて網羅するものではありません。)
精神的な攻撃	脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言
過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
個の侵害	私的なことに過度に立ち入る
過小な要求	業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる・仕事を与えない
身体的な攻撃	暴行・傷害

上記6類型などにおいて、今回の3要素をすべて満たすものがパワハラに該当します。



■労働施策総合推進法の施行に当たって事業主が講ずべき措置とは？

男女雇用機会均等法に定めるセクハラに対する事業主が講ずべき措置とほぼ同様の内容であるため、就業規則においてパワハラの禁止と違反した場合の懲戒処分規定を定め、相談窓口の設置をしてください。相談体制が整備され、被害を受けた労働者へのケアや再発防止等セクハラに対する雇用管理上の措置がとられていたら、追加で講ずべき措置はそれほどないと思われます。指針に示されていますので、参考にしてください。

■今後の対応について

今後示される指針(パワハラに該当するかもしれない事例等)によってもパワハラの線引について明確な答えを出すのは難しいと思われます。なぜなら、業種・文化・状況・目的・必要性・立場等の様々な要因によって異なるからです。患者の命にかかわるような病院とデスクワークの仕事は違います。大切なことは、職員に教育・研修を実施し、「これはパワハラに当てはまらないか?」「このような行為は好ましくないのではないか?」と考えていく癖をつけていくことです。そして病院とそこで働く職員が納得したパワハラについての共通認識を持つことです。病院独自のガイドラインを作っていきましょう。

正規・非正規労働者間の待遇格差の是正 働き方改革関連法

労働基準法70年ぶりの大改革である労働時間の上限規制、年次有給休暇年5日強制取得義務など働き方改革関連法が施行されていますが、来年4月より「正規・非正規労働者間の待遇格差の是正」におけるパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。労働契約法第20条が削除され、パートタイム労働者と有期雇用労働者の一括規制が始まります。ここで、注意すべき条文についてご説明します。

【不合理な待遇差の禁止】(パート有期法第8条)

「同一労働同一賃金ガイドライン」(平成30年12月28日厚労告430号)を参考にしてください。

*「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書(2019年1月)

*業界別「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」(2019年3月)

上記を活用すると検討・整理がしやすくなっています。実際はすぐに待遇差を解消することは難しいと思いますが、将来的に是正していくという道筋をこの冊子を利用して作成しておくだけでもリスク回避になるのではないのでしょうか。

【労働者の待遇に関する事業主の説明義務】(パート有期法第14条第2項)

「待遇の相違と内容及び理由」も対象になりますから、基本給、諸手当等の『性質や目的』を明確にし、説明できるよう就業規則や賃金表など準備しておくことが重要です。説明ができなかったことで裁判になった場合は、不法行為(時効3年)となる可能性が出てきます。今から検討していきましょう。

9・10月の活動報告

- ☑ 個別支援・相談対応 <5件>
- ☑ モデル病院職員アンケート調査

新たなモデル病院の支援が始まります！

今年度新しく支援をすることになった病院です。

- 名手病院
- 貴志川リハビリテーション病院
- 伏虎リハビリテーション病院

職員へのアンケートとヒアリングから病院の課題を見出し、医療勤務環境改善マネジメントシステムを用いて取り組んでいきます。

医療勤務環境改善マネジメントシステム 普及促進セミナー開催 in 大阪

日時 11月29日(金) 13時30分~17時

場所 病院年金会館

四天王寺前夕陽が丘駅 3番出口徒歩1分

- 内容**
- ・医師の働き方改革について
 - ・医療勤務環境改善の最新動向とマネジメントシステム
 - ・医療機関2事例発表
 - ・勤改センターの取組~提供している支援について~
 - ・「いきサポ」の使い方ご紹介
 - ・講評と質疑応答

対象 医療機関における勤務環境改善に率先して取り組むことが期待される立場にある方
(院長、理事長、事務局等の経営者及び事務部門のスタッフ等の労働者など)

参加費 無料

定員 100名

【セミナーのお問合せ先】

いきいき働く医療機関サポートWeb [いきサポ](#) 検索

令和元年度 医療勤務環境改善研修会 in 和歌山

日時 12月25日(水) 14時00~16時10分

場所 ルミエール華月殿 5階「八州の間」

- 内容**
- I「職員の能力評価と人材育成」
社会医療法人厚生会 木沢記念病院
病院長補佐・事務長 佐合茂樹 氏
 - II 勤務環境改善モデル病院事例発表
医療法人久仁会宇都宮病院
事務長 江川栄輔 氏
- ※個別相談会 (16:10~17:00)

対象 医療従事者
(医師、看護師、事務職員、社会保険労務士等)

参加費 無料

定員 100名

【研修会のお問合せ先】

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

Tel : 073-488-5131 Fax : 073-424-5676

E-mail : wabyokyo@silver.ocn.ne.jp